科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号: 10101 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2012~2013 課題番号: 24720335

研究課題名(和文)前期ローマ帝国における皇帝権力と都市

研究課題名(英文) Imperial Power and Italian Cities under the Early Roman Empire

研究代表者

飯坂 晃治(IISAKA, Koji)

北海道大学・文学研究科・専門研究員

研究者番号:30455604

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文):本研究は,前期ローマ帝国の統治構造を再検討するために,アリメンタ制度(貧しい少年・少女の養育制度)の運用に携わったアリメンタ長官(praefectus alimentorum)とイタリア都市の関係について分析した。イタリアでは2世紀まで官僚機構は発展していなかったため,都市の自治が認められていたが,後1世紀末ないし2世紀初頭にアリメンタ制度が創設されると,アリメンタ長官が派遣され,制度運用のために都市当局と継続的にコンタクトをとるようになったと考えられる。このように,都市の内部事情を把握することのできる官僚が派遣されはじめたという点に,アリメンタ制度の歴史的意義のひとつを見出すことができる。

研究成果の概要(英文): This research analyzes the relations between praefecti alimentorum (imperial officials in charge of the alimentary schemes) and Italian cities to reconsider the governance structure of the Early Roman Empire. The alimentary programs were endowment schemes to provide financial support for child ren. In Italy, the municipal autonomy were fully enjoyed, because bureaucracy had not sufficiently developed by the second century A.D. But, as alimentary schemes were established at the end of the first century A.D. or the beginning of the second century A.D., praefectialimentorum were dispatched. It seems that, to supervise the management of the schemes, they came into contact with municipal magistrates who executed the programs. Thus it can be pointed out that the significance of the alimentary schemes lies in the fact that imperial officials, who could inspect the self-administration of the cities, were begun to dispatch.

研究分野: 人文学

科研費の分科・細目: 史学・西洋史

キーワード: 西洋史 古代ローマ史 都市 イタリア ラテン語碑文

1.研究開始当初の背景

ローマ帝国による帝国統治の問題は,近年, 盛んに研究されているテーマのひとつであ る。その際に焦点が当てられているのは,ロ ーマ帝国の統合の中心である皇帝権力と,帝 国の統治行政上の基盤であった都市との関 係である。

従来,ローマ帝国の歴史的展開は次のよう に説明されてきた。すなわち,前1世紀末に 成立した前期ローマ帝国は元首政(プリンキ パトゥス)を特徴とし、「ローマの平和」と 経済的繁栄のもと,市民に自由な経済活動を 認め,都市の自治を尊重する自由放任主義的 な帝国であった。しかし,3世紀以降軍事 的・経済的危機に直面した帝国は,財政至上 主義的関心から課税を強化するとともに,都 市自治への介入政策を採って都市財政への 干渉の度合いを次第に強めていき,3世紀末 に新たな帝国として生まれ変わった。こうし て成立した後期ローマ帝国は専制君主政(ド ミナトゥス)を特徴とし,新たに整備された 官僚機構と増強された軍隊の維持のために 市民に重税を課し,都市の自治を奪っていっ た,とされているのである。

ところが近年では,後期ローマ帝国が専制君主政や財政至上主義を特徴とする「強制国家」(Zwangsstaat)であったとする伝統的な史観が,欧米はもとより日本でも盛んに見直されるようになった。その結果,専制君主政や財政至上主義といった後期ローマ帝国に対する従来の見解は大きな修正を迫られている。

しかしながら,このように後期ローマ帝国の「強制国家」的な性格を問い直す研究が任義する一方で,前期ローマ帝国の自由放任主義的な性格を再検討する研究は進展したがって,前期ローマ帝国の統当を「小さな国家」とは異なる観点からる版語を「小さな国家」とは異なる観点からるのである。なお,研究代表者はこのような問題された都市監督官(curator rei publicae)とれた都市監督官(curator rei publicae)とれた都市監督官(curator rei publicae)とれた都市監督官(curator rei publicae)とれた都市監督官(curator rei publicae)という帝国官僚に立いた都では,2世紀以する。これに対し本研究は,2世紀以するのである。

2.研究の目的

本研究はイタリアという地域に焦点を当て,前期ローマ帝国における皇帝権力と都市の関係について分析することを目的とする。

¹ 飯坂晃治「ローマ帝政初期における都市監督官 curator rei publicae とイタリア都市」『史学雑誌』111-4,2002年,37~67頁;同「ローマ帝政前期イタリアにおける地方裁判官(iuridicus)と都市」『西洋史論集』 北海道大学・西洋史研究室 6,2003年,33~62頁

イタリアに注目するのは,この地域の統治 構造が属州とは異なり,総督が置かれていな かったからである。ここから帝政前期のイタ リア都市は,属州の都市よりも広範な自治を 認められており,統治の日常的業務は都市の 自治に委ねられていたと理解されている。し たがって,帝政前期のイタリアで官僚機構が 発達し,都市の自治にも一定程度の影響を与 えていたとすれば,それは前期ローマ帝国の 統治構造に関する従来の見方に大きな修正 を加えることになるのである。

上にも述べたように,研究代表者はすでに,イタリア都市の自治に対する帝国官僚の影響という観点から,都市監督官と地方裁判官について分析した。これをうけて本研究では,2世紀以前の帝国官僚がイタリア都市の自治とどのような関係にあったのかを探ってゆくこととする。その際に分析の対象となるのは,アリメンタ制度(貧しい少年・少女の養育制度)の運用に携わったアリメンタ長官(praefectus alimentorum)である。

一般的に,イタリア都市の自治に対する皇帝権力の介入は,2世紀に始まる都市監督官の派遣がその嚆矢とされる。しかしながら,帝国官僚による都市自治の監督業務という点では,都市監督官と同じく2世紀以降に任命されたアリメンタ長官もこれを引き受けていた可能性がある。すなわち,アリメンタ制度の運用に際し,イタリア都市がアリメンタ長官の指導・監督を受けていたのではないかと考えられるのである。そこで,このアリメンタ長官と都市自治の関係を分析する必要が生じてくるのである。

3.研究の方法

本研究は,主に碑文史料を分析の対象とする。というのも,帝国官僚の氏素性や具体的な活動内容を伝える碑文は,特に都市レベルの統治行政の実態に関する情報を提供するのみならず,支配階層の再生産構造や統治行政の一般的傾向を分析するためのプロソポグラフィー的・統計的データをも提供してくれるからである。後述するように,特に近年のアリメンタ制度研究は,コインや文献史料の分析に偏っている傾向があるので,同制度をあらたな視角から分析するためにも碑文の分析が必要であるように思われる。

4. 研究成果

本研究は,イタリア都市とアリメンタ長官の関係に関する分析を行った。アリメンタ制度とは,皇帝などの富裕者が一定の基金を設定し,そこから上がる収益で,貧困層に属する子供たちを扶養する制度である。従来の研究は,アリメンタ制度の目的に議論を集中させてきた。かつては,少年・少女を育てる貧しい家庭の救済や,アリメンタ基金から土地を担保に低利率で資金の貸与をうけていた中小農民の保護が目的であったとする説が提出されていたが,古代に「救貧」という観

念がないことや,農民への資金貸与が農業生 産力の上昇にどのようにつながるのかが疑 問視されていることなどから,これらの説は 今日では支持されていない²。近年では ,「至 高の皇帝」(optimus princeps)であるトラ ヤヌス帝の「イタリアへの配慮」(cura Italiae)や,ローマ市民の「父」としての イメージがアリメンタ制度によって表象さ れていることを重視する研究もある3。しかし, この近年の研究は、皇帝政府が発行したコイ ンや小プリニウスの『トラヤヌス頌詩』とい った, それ自体イデオロギー性の強い史料を 用いた研究であるため,そこからイデオロギ -の喧伝という側面が抽出されるのはある 意味で当然の結論である。したがって,アリ メンタ制度の目的や実態に関しては, あらた めて碑文を用いた分析が必要である。

このアリメンタ制度の監督業務に携わっ た帝国官僚として,元老院議員から選任され たアリメンタ長官(praefectus alimentorum) の存在が知られている。碑文史料では,『碑 文学年報』1984年 426番の[セッティディウ ス・]フィルム[ス]が112年までにアリメ ンタ長官に任命された可能性があるが,この 人物がトラヤヌス帝治世 (98~117年)の人 物であるかどうかは確実ではない。史料上最 初に確認できるアリメンタ長官はハドリア ヌス帝治世(117~138年)末期の元老院議員 ルキウス・ミヌキウス・ナタリス・クアドロ ニウス・ウェルスである(『ラテン碑文選集』 1061 番, 136 年頃)。最初期のアリメンタ長 官に関して、例えばティトゥス・カエセルニ ウス・スタティウス・クインクティウス・マ ケド・クインクティアヌス (138 年頃) はふ たつの碑文において,「アッピウス街道監督 官「アリメンタ長官」(curator viae Appiae, p[raefectus alimentorum]) および「アッピ ウス街道およびアリメンタ監督官」(curator viae Appiae et alimentorum) と記されて いる (『ラテン碑文選集』1069 番および『碑 文学年報』1957年 135番)。このように街道 監督官がアリメンタ長官を兼務する事例は

2 1970 年代までのアリメンタ制度に関する 研究状況に関しては,坂口明「ローマのアリ メンタ制度に関する諸問題」『西洋史研究』 新輯 8,1979 年,32~56 頁を参照。 3世紀半ばまでみられる。ここから街道監督官(curator viarum)職とアリメンタ長官職がしばしば結びつけられ,アリメンタ制度の管轄区域が街道網と対応関係にあることが見て取れる。

また,騎士身分のアリメンタ担当プロクラトル(procurator alimentorum)の存在も碑文史料から確認できる。このプロクラトルはアエミリウス街道やフラミニウス街道沿いの地域など,すでに元老院議員のアリメンタ長官がいる地域では,その職務遂行のサポートを行い,ポー川以北の地域やイタリア南部のアプリア・カラブリア・ルカニア・ブルッティウムなど,アリメンタ長官の存在が史料上確認されない地域では,アリメンタ長官と同様の職務を遂行していたと思われる。

これに対し,各都市ではアリメンタ制度のための都市公職者が任命されたが,それらはたいていアリメンタ担当クアエストル(quaestor alimentorum)という称号を帯びていた。このアリメンタ担当クアエストルが,各都市でアリメンタ制度運用の実務を担っていた。

上記の元老院議員のアリメンタ長官と騎 士身分のアリメンタ担当プロクラトルの活 動内容に関して,まず重要な職務としてアリ メンタ基金の設定を挙げることができる。次 に,基金設定後の通常業務として,アリメン 夕制度の運用の監督があった。すなわちアリ メンタ長官らは,各都市のアリメンタ担当ク アエストルが,基金から貸し付けをうけた土 地所有者から利子を徴収し,それを受給資格 を持つ子供たちに支給するのを監督してい たのである。またそうした監督業務のために アリメンタ長官らは,街道監督官などと同様 に,一定範囲内の司法権を持っていたと推測 される。アリメンタ制度の運用の実務を担う 都市公職者と,アリメンタ長官らがどの程度 緊密に連絡を取りえたのかはわからないが、 アリメンタ長官の職はしばしば街道監督官 が兼務し、しかもその街道監督官が任務遂行 に際し任地に出向かず首都ローマにとどま っていたとすれば,アリメンタ長官による監 督業務の実態は,都市公職者が書簡で決算報 告を行っただけかもしれない。しかし、たと え実態がこうだったとしても, アリメンタ制 度を通じて,帝国官僚と都市当局が継続的に コンタクトをとるようになったという点は きわめて重要である。

したがって,アリメンタ制度の創設には,イタリアの統治構造の発展において重要な意味を付与することができる。というのも,このアリメンタ制度においては,結局,制度運用のための管理組織が形成されなかったため,アリメンタ長官が,都市公職者の日常的な職務遂行を監督し,必要に応じてコントロールを行いえたと考えられるからである。3世紀のティブル・ウァレリウス街道監督官にしてアリメンタ長官であったモデストウス・パウリヌスが,街道沿いの都市マッルウ

³ G. Woolf, Food, Poverty and Patronage; The Significance of the Epigraphy of the Roman Alimentary Schemes in Early Imperial Italy, *PBSR* 58, 1990, 197-228; W. Jongman, Beneficial Symbols. Alimenta and the Infantilization of Roman Citizen, in: W. Jongman and M. Kleijwegt (eds.), *After the Past. Essays in Ancient History in Honour of H. W. Pleket*, Leiden 2002, 47-80; G. Seelentag, Der Kaiser als Fürsorger — die italische Alimentarinstitution, *Historia* 57, 2008, 208-241.

ィウムの都市監督官を兼任した(『ラテン碑文集成』第9巻 3667 番)のも,こうした背景があったのではないかと考えられる。アリメンタ長官の任務遂行がただちに都市の自治活動を減退させたとは考えられないが,帝国当局が都市の内部事情を把握することのできる官僚機構が形成されたという点に,アリメンタ制度の歴史的意義のひとつを見出すことができるのである⁴。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

<u>飯坂</u> 晃治,書評:宮嵜麻子著『ローマ 帝国の食糧供給と政治 共和政から帝政 へ』(九州大学出版会,2011年),法制史研 究,査読無,62巻,2013,pp.280-285

<u>飯坂 晃治</u>,書評:大清水裕著『ディオクレティアヌス時代のローマ帝国 ラテン碑文にみる帝国統治の継続と変容』山川出版社・2012 年 11 月刊・A5 版・266 + 71頁,西洋史学,査読有,249号,2013,pp.46-48

[学会発表](計0件)

[図書](計1件)

<u>飯坂 晃治</u>,北海道大学出版会,ローマ帝国の統治構造 皇帝権力とイタリア都市,2014,227

〔産業財産権〕 出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕 ホームページ等 なし

6.研究組織

(1)研究代表者

飯坂 晃治(IISAKA, Koji) 北海道大学・大学院文学研究科・専門研究

4 以上の研究成果に関する参考文献は、W. Eck, L'Italia nell'impero romano: Stato e amministrazione in epoca imperiale, Bari 1999, 169-185; E. Lo Cascio, Curatores viarum, praefecti e procuratores alimentorum a proposito dei distretti alimentari, Studi di Antichità. Quaderni dell'Istituto di Archeologia e Storia Antica dell'Università di Lecce, 1, 1980, 237-245 = id., II princeps e il suo impero. Studi di storia amministrativa e finanziaria romana, Bari 2000, 285-291

員

研究者番号: 30455604

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし